第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】⑶	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】⑸

２【事業の内容】⑹

３【株式等の状況】⑺

⑴【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計			―	―

⑵【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【その他の新株予約権等の状況】

⑶【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

⑷【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）	資本準備金増減額（円）	資本準備金残高（円）

⑸【大株主の状況】　　年　　月　　日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）

計	―		

⑹【議決権の状況】

①【発行済株式】　　年　　月　　日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		―	
議決権制限株式（自己株式等）		―	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		―	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		―	
発行済株式総数		―	―
総株主の議決権	―		―

②【自己株式等】　　年　　月　　日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	―				

4【役員の状況】⑻

5【従業員の状況】⑼

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑽

2【経営成績等の概要】⑾

3【重要な契約等】⑿

4【研究開発活動】⒀

5【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】（13－2）

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】⒁

2【設備の新設、除却等の計画】⒂

第4【経理の状況】⒃

1【中間財務諸表】⒄

⑴【中間貸借対照表】

⑵【中間損益計算書】

⑶【中間株主資本等変動計算書】

⑷【中間キャッシュ・フロー計算書】

2【その他】⒅

第5【提出会社の参考情報】⒆

第二部【関係会社の情報】⒇

第三部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１【保証の対象となっている社債】(21)
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(22)
(1)【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出
②【臨時報告書】
①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
③【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
(2)【上記書類を縦覧に供している場所】
名称
（所在地）
３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(23)
第２【保証会社以外の会社の情報】(24)
１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
２【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】
第３【指数等の情報】(25)
１【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
２【当該指数等の推移】
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
a　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
b　「第一部　企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
c　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
d　提出会社が持分会社である場合における「第一部　企業情報」に掲げる事項は、(5)から(19)までに準じて記載すること。
e　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「５　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨
(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

⑹　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

⑺　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

⑵　会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

⑶　削除

⑷　縦覧に供する場所

第五号様式記載上の注意⑷に準じて記載すること。

⑸　主要な経営指標等の推移

提出会社の最近２中間会計期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

ａ　売上高

ｂ　中間純利益金額又は中間純損失金額

ｃ　純資産額

ｄ　総資産額

ｅ　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

⑹　事業の内容

当中間会計期間において、提出会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

⑺　株式等の状況

第五号様式記載上の注意⑯から㉒までに準じて記載すること。ただし、提出会社が既に提出された有価証券届出書又は前事業年度の有価証券報告書に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条第３号及び第４号に掲げる事項に準ずる内容を記載した場合であって、当中間会計期間においてその内容に変更があったときは、その旨及び当該変更の内容を記載することができる。

⑻　役員の状況

第五号様式記載上の注意㉓に準じて記載すること。

⑼　従業員の状況

ａ　当中間会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。また、事業部門別の従業員を記載すること。

ｂ　臨時従業員が相当数以上ある場合には、当中間会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

ｃ　当中間会計期間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

ｄ　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、⑺により第五号様式記載上の注意⑰に基づき第二号様式記載上の注意㊴ａからｄまでに掲げる事項又はこれらの事項を「３　株式等の状況」の「⑵　新株予約権等の状況」の「①　ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載すること。

⑽　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　当中間会計期間において、提出会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。

b　当中間会計期間において、提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下bにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当中間会計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容を記載すること。また、当中間会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

⑾　経営成績等の概要

a　当中間会計期間における経営成績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

b　当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して、セグメント情報に関連付けて記載すること。

c　生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。

d　主要な販売先がある場合には、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

⑿　重要な契約等

a　当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b　当中間会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c　当中間会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

d　当中間会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　当中間会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

f　当中間会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。ｇにおいて同じ。）と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

⑷　当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

⑹　当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

⑹　当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g　当中間会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第27条の23第１項の規

定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

⑷　当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

⑹　当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。⑹において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

⑹　当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

⑹　当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

ｈ　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の⑷又は⑹に掲げる場合には、当該⑷又は⑹に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

⑷　弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更（当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除く。）があった場合　当該変更の内容及び年月日

⑹　これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合　その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

⒀　研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研

究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に記載すること。ただし、既に提出された有価証券届出書又は前事業年度の有価証券報告書で記載した内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、研究開発活動の状況及び研究開発費の金額に係る記載を省略することができる。

（13－２）　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項

第五号様式記載上の注意⑬に準じて記載すること。

⑭　主要な設備の状況

a　当中間会計期間における主要な設備（賃借しているものを含む。）について重要な異動があった場合には、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を記載すること。

b　当中間会計期間において、主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。

⑮　設備の新設、除却等の計画

a　前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間会計期間に重要な変更があった場合には、変更の内容を記載すること。

b　前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等のうち、当中間会計期間において完了したものがあるときは、その旨及び完了年月を記載すること。なお、「主要な設備の状況」の項で記載しても差し支えない。

c　当中間会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、関連する事業の部門等、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を記載すること。

⑯　経理の状況

a　中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第２種中間財務諸表である旨を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b　中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。なお、当中間会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

⑰　中間財務諸表

第五号様式記載上の注意㉛から㉟までに準じて記載すること。

⑱　その他

第五号様式記載上の注意㊱に準じて記載すること。

⑲　提出会社の参考情報

第五号様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。

⑳　関係会社の情報

a　当中間会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下⑳において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営

業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。

b　住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

c　議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。

d　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、新たに子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。

e　新たに関係会社となった会社等が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。

f　新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。

(a)　特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨

(b)　有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨

(c)　重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

⑵1　保証の対象となっている社債（短期社債等を除く。）

第五号様式記載上の注意⑶8に準じて記載すること。

⑵2　継続開示会社たる保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意⑶9に準じて記載すること。

⑵3　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意⑷0に準じて記載すること。この場合において、第五号様式記載上の注意⑷0ｂ中「第５　経理の状況」とあるのは「第４　経理の状況」と読み替えるものとする。

⑵4　保証会社以外の会社の情報

a　第五号様式記載上の注意⑷1（ｃを除く。）に準じて記載すること。

b　連動子会社については、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。

⑵5　指数等の情報

第五号様式記載上の注意⑷2に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意⑷2ｂ中「最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度)」とあるのは、「最近２中間会計期間」と読み替えるものとする。

⑵6　読替え

a　提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

b　提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるの

は「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

⑵⑺　社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営成績等の概要」の項目については、第二号様式記載上の注意⑻⑻に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意⑻⑻中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

⑵⑻　学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営成績等の概要」の項目については、第二号様式記載上の注意⑻⑼に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意⑻⑼中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。